○上尾伊奈資源循環組合職員被服貸与規程

令和５年４月１日訓令第１１号

上尾伊奈資源循環組合職員被服貸与規程

（目的）

第１条　この規程は、執務中の職員の服装を簡素化し、もって事務能率の向上を図るため、職員に対する被服の貸与について必要な事項を定めることを目的とする。

（職員の範囲）

第２条　この規程において「職員」とは、上尾伊奈資源循環組合事務局に勤務する職員をいう。

（貸与品目及び貸与期間）

第３条　職員に貸与する被服（以下「貸与品」という。）の品目、数量及び貸与期間は、別表のとおりとする。

２　前項に定める貸与品は、勤務の実態又は特別の事情により貸与する必要がないと認められる場合には、貸与しないことができる。

３　この規程に定める期間は、月で計算する。

４　貸与期間は、全て貸与の月から起算する。

（貸与品の着用及び管理）

第４条　職員は、貸与品を執務中常に着用するとともに、適切な注意をもって管理しなければならない。

（事故の届出及び報告）

第５条　職員は、貸与品が盗難、遺失又は着用不能の損害が生じた場合には、速やかに所属長に届け出なければならない。

２　所属長は、職員から前項の届出を受けたときは、理由を調査し、管理者に報告しなければならない。

３　管理者は、所属長から前項の報告を受けたときは、その理由が次条に該当する場合のほかは、予算の範囲内において更に貸与することができる。

（弁償）

第６条　職員は、自己の怠慢又は不注意によって生じた貸与品の盗難、遺失又は着用不能の損傷に対しては、相当代価を弁償しなければならない。

（貸与品の返納）

第７条　職員が退職したときは、その貸与品の貸与期間が満了前のものに限

り、返納しなければならない。

（貸与品の支給）

第８条　貸与品の貸与期間が満了したときは、その貸与品は職員に支給する。

（その他）

第９条　この規程の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第３条関係）

<table>
<tr><th>貸与を受ける者の範囲</th><th colspan="2">貸与品</th><th>数量（着）</th><th>期間（年）</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td rowspan="6">技術系職員及びこれに準ずる職員</td><td rowspan="2">作業服（上、下）</td><td>夏用</td><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">2</td><td rowspan="6">貸与品の形状及び品質については、予算の範囲内でその都度定める。</td></tr>
<tr><td>冬用</td></tr>
<tr><td colspan="2">防寒用ジャンパー</td><td>1</td><td>3</td></tr>
<tr><td colspan="2">安全靴</td><td>1</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2">ゴム長靴</td><td>1</td><td>随時</td></tr>
<tr><td colspan="2">ヘルメット</td><td>共用</td><td>随時</td></tr>
</table>